

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第14回電力託送料金に関する調査会(令和3年2月25日開催)における専門委員の主な個別意見(託送料金制度改革等の詳細設計に関わるもの)の概要

令和3年3月8日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第14回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

配電事業について

- ① 配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について、個別需要家ごとの単価水準が著しく高くなっている需要家からは、単に個別に同意を得ればよいとする従前の案は、需要家からどのように同意を取得するのか等、問題があると考え。この点については、個別需要家ごとでも平均単価水準がプラスマイナス5%以内であることを加重要件とする方向で、今後議論されるということだが、その方向性に賛成する。
- ② 配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について、たとえ平均単価の水準が全体としてマイナスであっても、平均単価の水準がプラスとなる個別需要家が存在する場合には、需要家に対してその理由(レジリエンス強化等のメリットがあるなど)を十分に説明することが必要ではないか。
- ③ 配電事業者のイノベーションを促進するためのインセンティブが与えられるような制度設計を考えていくべきである。
- ④ 配電事業への新規参入を促すに当たっては、一般送配電事業者等の既存の事業者には行為規制をかけ適切な規律をすると同時に、地域の特性に応じた配慮を制度に組み込んだり、配電事業者の新規参入を促進するため補助的な政策を実施したりすることにより、行為規制と参入障壁の低減化の両立を図ることが必要ではないか。

以上